

令和6年8月20日

都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 花田 明 仁

副委員長 木村 淳 司

1 開催日時 令和6年8月20日（火曜日）午前9時56分～午前11時00分

2 開催場所 第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和6年第3回定例会提出予定案件

- ①青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ②青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ③専決処分の報告について
- ④令和5年度青森市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- ⑤令和5年度青森市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- ⑥令和5年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定
- ⑦令和5年度青森市自動車運送事業会計決算の認定について

(2) その他

- ①新車バスの購入について
- ②バス停留所の名称変更について

○出席委員

委員長	花田明仁	委員	軽米智雅子
副委員長	木村淳司	委員	天内慎也
委員	中田靖人	委員	木下靖
委員	蛭名和子	委員	大矢保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	鈴木裕司	水道部次長	我満智
都市整備部長	中井諒介	交通部次長	高野雅子
都市整備部理事	土岐政温	水道部総務課長	森田新
浪岡振興部長	館山公	交通部管理課長	今村剛志
水道部長	三浦大延	交通部管理課主幹	川村拓
交通部長	佐々木淳	関係課長等	
都市整備部次長	櫻田文明		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 石 田 彩 美

議事調査課主事 笹 雄 貴

○花田明仁委員長 ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

なお本日は、所管の報告事項に係る質疑応答のため、館山浪岡振興部長が、本協議会に出席しております。よろしく申し上げます。

それでは、本日の案件に入ります。

令和6年第3回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

最初に、「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 令和6年第3回市議会定例会に提出を予定しております、青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。資料を御覧ください。

初めに制定理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和6年6月19日に公布され、建築基準法が改正されたことから所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、国や都道府県または市町村が建築物を建築する際には、これまで所管する各行政機関において建築基準法に定める審査、検査等を行っていたところ、民間確認検査機関でも行うことができるよう法改正がなされ、同法第18条に項ずれが生じたことから、青森市手数料条例の「別表4 許可等申請手数料」表中の引用する法の項ずれを解消するために改正するものであります。

資料にイメージをお示ししております。上の表は、ただいま御説明した建築基準法改正について分かりやすく表にまとめたものであります。この改正の背景には、公共施設の建替えなどが急増し、行政機関だけでは審査や検査を行うことが困難となったとき、指定確認検査機関でも審査、検査が行うことができるようになることで、行政機関は違反是正や許可処分等の業務に集中することが可能となるようにしたものであります。

下の表は手数料条例改正の表であります。こちらは、手数料条例改正の抜粋であります。項ずれの解消を行うものであり、項目の追加や手数料額の変更はありません。

条例の施行期日につきましては、改正建築基準法の施行日または条例公布日のいずれか遅い日からを予定としております。

御報告は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 令和6年第3回市議会定例会に提出を予定しております

す、青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

まず、「1 制定理由」についてであります。現行条例では、周囲へ悪影響を及ぼす特定空家等に該当し、危険な状態にあると認めるときは、これを回避するために当面必要な措置である緊急安全措置を講ずることができることとしておりますが、近年、特定空家等以外の適切に管理されていない空家等につきましても、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす事態が生じている状況にあることから、特定空家等以外の空家等につきましても、緊急安全措置を講ずることができるようにするほか、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う所要の改正を行うため、制定するものであります。

「2 改正内容」のうち、まず(1)「緊急安全措置に係る空家等の対象範囲の拡大」であります。市独自に規定しております緊急安全措置につきまして、これまでの特定空家等のみならず、特定空家等以外の空家等につきましても、緊急安全措置を講ずることができるように定め、危険回避に必要な最小限の措置を行うこととし、要した費用につきまして、当該措置に係る空家等の所有者等から徴収することができることとするものであります。

次に、(2)「市民等による情報提供に係る対象範囲の拡大」であります。空家特措法の一部を改正する法律では、特定空家等になる前の段階から空家等の適切な管理に係る働きかけを行うことができるよう、適切な管理がなされておらず、そのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等が管理不全空家等として位置づけられたことから、市民等による情報提供に係る対象につきまして、これまでの特定空家等に加えまして、管理不全空家等を規定するものであります。

「3 条例の施行期日」につきましては、公布の日からとなります。

続きまして、資料2「青森市空家等対策計画(第2期)(素案)及び青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例骨子案に対する意見募集の結果について」を御覧ください。

本件につきましては、令和6年6月13日開催の都市建設常任委員会におきまして御報告申し上げたとおり、わたしの意見提案制度で、青森市空家等対策計画(第2期)(素案)及び青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例骨子案につきまして、令和6年6月17日から令和6年7月16日までの1か月間、意見を募集しておりましたが、提出された意見はなかったところであります。

なお、「4 計画及び条例案骨子の公表」ですが、意見募集時と同様、市のホームページに掲載するほか、各庁舎及び市民センター等において縦覧に供することとしております。公表資料は別紙1、2となっておりますので、御覧いただければと思います。

公表及び意見募集結果についての縦覧期間は、条例案骨子が、令和6年9月2日

から令和6年10月1日まで、計画につきましては、改正条例の施行に合わせて策定する予定のため、令和6年10月1日から令和6年10月31日までとしており、市ホームページでは、それぞれの縦覧期間において、御覧いただけるものとなります。

御報告は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 令和6年第3回定例会に提出を予定しております、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

当該事故に関しましては、4月19日開催の本常任委員協議会で御報告させていただいたところでありますが、事故の内容につきましては、去る4月15日に、浪岡地区杉沢の市道高屋敷野尻11号線におきまして、同地区にあります民間会社が所有する2トントラックが東方向から西方向へ走行していたところ、道路を横断する側溝のグレーチング蓋が左前輪通過の際に跳ね上がりまして、車体下部のドレンコックを損傷させたものであります。

この賠償につきまして、市は相手方に対し、車両修理費及び休車損害額として28万1136円を負担することで合意いたしましたことから、令和6年8月8日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

損害賠償につきましては、全額、市が加入しております道路賠償責任保険で対応しております。

なお、事故現場の側溝につきましては、安全面を考慮いたしまして、ボックス型の側溝に入れ替え、その上にアスファルト舗装をする工事を行ったところであり、7月18日に完了しております。

報告は以上であります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和5年度青森市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」報告を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 令和6年第3回市議会定例会に提出を予定しております、令和5年度青森市水道事業会計剰余金の処分及び同会計決算の概要につきまして、資料に基づき御説明いたします。

初めに、資料①の令和5年度青森市水道事業会計剰余金の処分案についてであります。表下段の資本にあります利益剰余金の欄を御覧ください。前年度決算で減債積立金といたしました2億5431万7582円を使用して令和5年度に企業債を償還

いたしましたが、公営企業の会計上、使用した減債積立金相当額を矢印①のとおり未処分利益剰余金に一旦振替し、その後矢印②のとおり自己資本金に組み入れるものです。

この未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決が必要でありますことから、決算の認定と同一議案として議会に提案するものであります。

続きまして、決算の概要について、資料②の決算（見込）総括表により御説明いたします。

なお、資料内の金額につきましては消費税抜きの千円単位となっております。

初めに、表の上段の収益的収支についてであります。左側上段の収益的収入について、営業収益のうち、水道料金につきましては 51 億 7204 万 1000 円で、前年度と比較し 329 万 6000 円、率にして 0.1%の増となりました。

その主な要因といたしましては、大口使用者の使用量が増になったこと、また令和 5 年度はうるう年だったことなどによるものであります。

受託工事収益につきましては 2541 万 5000 円で、前年度と比較し 5154 万 2000 円、率にして 67.0%の減となりました。

その主な要因といたしましては、前年度に青森県土地開発公社から受託した工事の補償費約 5440 万 9000 円の収入があったことなどによるものであります。

その他の営業収益につきましては 2 億 7375 万 9000 円で、主に、下水道使用料徴収に係る経費についての下水道事業会計からの負担金等であります。

この結果、営業収益の計は 54 億 7121 万 5000 円となりました。

次に営業外収益につきましては、一般会計補助金は、職員の児童手当に係る繰入金等であり、1027 万 7000 円となりました。

これに、長期前受金戻入 2 億 1981 万 6000 円、その他の営業外収益 2169 万 4000 円を加えた営業外収益の計は 2 億 5178 万 7000 円となりました。

特別利益につきましては 11 万円で、委託契約不履行による違約金の収入によるものであります。

この結果、緑色の収益的収入の合計は 57 億 2311 万 2000 円で、前年度と比較し 5450 万 2000 円、率にして 0.9%の減となりました。

次に、表右側上段の収益的支出についてであります。まずは営業費用について主なものを御説明いたします。

職員給与費につきましては 10 億 8040 万 8000 円で、退職者数の減少等により退職給付費が減となったことなどにより、前年度と比較し 442 万 8000 円、率にして 0.4%の減となりました。

動力費につきましては 1 億 6453 万 1000 円で、使用電力量が減となったことなどにより、前年度と比較し 2906 万 5000 円、率にして 15.0%の減となりました。

受水費につきましては、浪岡地区への給水のため津軽広域水道企業団から受水し

た分の料金であり、1億5015万7000円となりました。

維持修繕費につきましては、配水管の緊急修繕費や施設設備の修繕費等であり、3億3349万5000円で、前年度と比較し1億7548万9000円、率にして34.5%の減となりました。その主な要因といたしましては、前年度に行った油川配水所解体後の埋め戻しや水道部本庁舎エアコン室外機の修繕などの費用が大きかったことによるものであります。

受託工事費につきましては3093万8000円で、受託工事収益で御説明したとおり、前年度に青森県土地開発公社からの受託工事を行ったことなどから、前年度と比較し5042万9000円、率にして62.0%の減となりました。

その他物件役務費につきましては11億7660万4000円で、内訳は備考欄に記載のとおり委託料、負担金などであります。

この結果、営業費用の計は50億1507万5000円となりました。

次に営業外費用につきましては、支払い利息が2億313万9000円、その他営業外費用307万2000円、合計で2億621万1000円となりました。

特別損失につきましては1802万2000円で、漏水等による過年度水道料金の調定更正が増となったことなどにより、前年度と比較し1010万円、率にして127.5%の増となりました。

この結果、緑色の収益的支出の合計は52億3930万8000円で、前年度と比較し2億4875万円、率にして4.5%の減となりました。

これにより、左側中段にありますオレンジ色の収支差引きは4億8380万4000円となり、その結果、ピンク色の当年度純利益は同額の4億8380万4000円を計上することとなりました。

この当年度純利益であります。資本的支出の財源とするため、青森市公営企業の設置に関する条例第11条の規定に基づき、減債積立金へ積み立てる予定であります。

次に、表の下段の資本的収支について御説明いたします。

まず、右側の資本的支出であります。建設改良費につきましては21億671万円で、堤川浄水場関連の継続事業4億2930万円を実施したことなどにより、前年度と比較して2億4076万4000円の増となりました。

これに、企業債償還金8億4827万6000円を加えた、緑色の資本的支出の計は29億5498万6000円で、前年度と比較し2億5469万9000円の増となりました。

次に、左側の資本的収入であります。企業債につきましては7億円、これに、県道整備等に伴う県からの負担金1235万3000円と補助金100万円、加入金6820万5000円を加えた、緑色の資本的収入の合計は7億8155万8000円となりました。

この結果、すぐ下にありますオレンジ色の資本的収支の収支差引きについては21億7342万8000円の不足額が生じたので、その下に記載しております過年度損益勘定留保資金19億1911万1000円、減債積立金2億5431万7000円により補填

いたしております。

令和5年度青森市水道事業会計剰余金の処分及び同会計決算の概要につきましては、以上となります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和5年度青森市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」報告を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 令和6年第3回市議会定例会に提出を予定しております、令和5年度青森市下水道事業会計剰余金の処分及び同会計決算の概要につきまして、資料に基づき御説明いたします。

初めに、資料①の令和5年度青森市下水道事業会計剰余金の処分案についてであります。表下段の資本にあります利益剰余金の欄を御覧ください。

前年度決算で減債積立金といたしました5億7408万2238円を使用して令和5年度に企業債を償還いたしました。公営企業の会計上、使用した減債積立金相当額を矢印①のとおり未処分利益剰余金に一旦振替し、その後矢印②のとおり自己資本金に組み入れるものであります。

この未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決が必要でありますことから、決算の認定と同一議案として議会に提案するものであります。

続きまして、決算の概要について、資料②の決算（見込）総括表により御説明いたします。

なお、金額につきましては消費税抜きの千円単位で御説明させていただきます。

初めに、表の上段の収益的収支についてであります。左側上段の収益的収入のうち主なものを御説明いたします。

営業収益のうち、下水道使用料につきましては、39億1925万7000円で、前年度と比較し2060万7000円、率にして0.5%の増となりました。

雨水処理負担金は一般会計からの繰入れであり、11億1310万6000円で、前年度と比較し5412万4000円、率にして5.1%の増となりました。

受託工事収益は市道の道路工事に伴う下水道工事の収益であり、2732万4000円で、前年度と比較し235万8000円、率にして7.9%の減となりました。

これに積雪融雪処理槽負担金237万4000円、その他営業収益487万4000円を加えた営業収益の計は50億6693万5000円となりました。

次に、営業外収益につきましては、一般会計補助金（基準内）は7億9015万1000円で、分流式下水道に係る繰入金が増となったことにより、前年度と比較し、5億2111万4000円、率にして193.7%の増となりました。

一般会計補助金（基準外）は平成22年4月に公正取引員会から指摘のあった談合

に係る損害賠償金 439 万 8000 円がありましたことから、前年度と比較し、414 万 8000 円の増となりました。

これに、長期前受金戻入 24 億 8379 万 2000 円、その他営業外収益 5227 万 6000 円を加えた営業外収益の計は 33 億 3062 万 7000 円となりました。

特別利益につきましては、令和 4 年度末までに収益化できなかった過年度分の長期前受金戻入額であり、2 億 6478 万 2000 円となりました。

この結果、緑色の収益的収入の計は 86 億 6234 万 4000 円で、前年度と比較し 5 億 9163 万 4000 円、率にして 7.3%の増となりました。

次に、表右側上段の収益的支出についてであります。まずは営業費用等について主なものを御説明いたします。

職員給与費につきましては 5 億 1917 万 6000 円で、給与改定及び正職員数が増になったことなどにより、前年度と比較し 4047 万 9000 円、率にして 8.5%の増となりました。

動力費は 2 億 7652 万 1000 円で、電気料金の燃料費調整単価の減により、前年度と比較し 2304 万 2000 円、率にして 7.7%の減となりました。

委託料は 5 億 595 万円で、前年度と比較し、920 万 5000 円、率にして 1.8%の減となりました。

負担金補助及び交付金は 3 億 5084 万 4000 円で、水道事業会計への下水道使用料徴収事務負担金の増などにより、前年度と比較し、1573 万 1000 円、率にして 4.7%の増となりました。

減価償却費は 46 億 4179 万 7000 円で、この結果、営業費用の計は 65 億 7320 万 3000 円となりました。

次に営業外費用につきましては、支払い利息が 6 億 4520 万 6000 円、その他営業外費用は過年度下水道使用料の調定更正などで 7261 万 1000 円、合計で 7 億 1781 万 7000 円となりました。

この結果、緑色の収益的支出の合計は 72 億 9102 万円で、前年度と比較し 2 億 560 万 8000 円、率にして 2.7%の減となりました。

これにより、左側中段にありますオレンジ色の収支差引きは 13 億 7132 万 4000 円となり、その結果、ピンク色の当年度純利益は同額の 13 億 7132 万 4000 円を計上することとなりました。

この当年度純利益は、資本的支出の財源とするため、青森市公営企業の設置に関する条例第 11 条の規定に基づき、減債積立金へ積み立てる予定であります。

次に、表の下段の資本的収支について御説明いたします。

まず、右側の資本的支出であります。建設改良費につきましては、15 億 2736 万 4000 円で、当年度において蜷貝ポンプ場と八重田浄化センターでの継続事業を実施したことなどにより、前年度と比較して 5 億 5950 万 9000 円の増となりました。

これに、企業債償還金 73 億 892 万 2000 円を加えた緑色の資本的支出の合計は 88

億 3628 万 6000 円となりました。

次に、左側の資本的収入についてであります。企業債につきましては、建設改良債から借換債までの計で 34 億 6100 万円となりました。

これに、建設改良費の財源となります国・県補助金 6 億 2147 万 7000 円、企業債の元金分・建設改良費雨水分である一般会計補助金 7 億 9108 万 2000 円、受益者負担金・分担金 1054 万 7000 円を加えた緑色の資本的収入の合計は 48 億 8410 万 6000 円となりました。

この結果、すぐ下にありますオレンジ色の資本的収支の収支差引きにつきましては 39 億 5218 万円の不足額が生じたので、その下に記載しております当年度損益勘定留保資金 6 億 2791 万 8000 円、減債積立金 5 億 7408 万 2000 円により補填いたしております。

なお、一番下のピンク色の部分であります。補填後の収支差引きで 27 億 5018 万円の不足となっているものの、健全化法によるところの資金不足額は生じておりません。

令和 5 年度下水道事業会計決算の概要につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 収益的収入の中に、一般会計補助金（基準内）とありますが、その内訳をちょっと詳しく教えてください。7 億 9015 万 1000 円の内訳を教えてください。

○花田明仁委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 担当課から回答いたします。

○花田明仁委員長 水道部総務課長。

○森田新水道部総務課長 水道部総務課長の森田でございます。

ただいま、御質問がありました一般会計補助金（基準内）約 7 億 9000 万円の内訳であります。こちらにつきましては、国のほうで定めている繰出基準の中で、たくさん項目が定められていまして、主なものいたしますと、分流式下水道に係る経費、その他、流域下水道の建設に関する経費、さらには、高資本費対策に関する経費等という、10 項目くらいの項目が定められておりまして、その合計が約 7 億 9000 万円ということになっております。大きな数字といたしましては先ほど申しました、分流式下水道に係る経費、こちらが約 6 億 7500 万円となっております。

○花田明仁委員長 大矢委員、いいですか。

〔大矢保委員「はい」と呼ぶ〕

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和 5 年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定に

ついて」報告を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 令和6年第3回市議会定例会に提出を予定しております、令和5年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び同会計決算の概要につきまして、資料に基づき御説明いたします。

初めに、資料①の令和5年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分案についてであります。表下段の資本にあります利益剰余金の欄を御覧ください。前年度決算で減債積立金といたしました4645万2569円を使用して令和5年度に企業債を償還いたしました。公営企業の会計上、使用した減債積立金相当額を矢印①のとおり未処分利益剰余金に一旦振替し、その後矢印②のとおり自己資本金に組み入れるものであります。

この未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決が必要でありますことから、決算の認定と同一議案として議会に提案するものであります。

続きまして、決算の概要について、資料②の決算（見込）総括表により御説明いたします。

なお、金額につきましては消費税抜きの千円単位で御説明させていただきます。

初めに、表の上段の収益的収支についてであります。

左側上段の収益的収入のうち主なものを御説明いたします。

営業収益のうち、農業集落排水施設使用料につきましては、7593万1000円で、前年度と比較し124万7000円、率にして1.7%の増となりました。

これに、その他営業収益を加えた営業収益の計は7597万7000円となりました。

次に営業外収益についてであります。一般会計補助金（基準内）は分流式下水道の操出基準分などあります。9770万1000円で、前年度と比較し、374万円、率にして3.7%の減となりました。

一般会計補助金（基準外）は、9065万2000円で、対象となる維持管理費が増となったことにより、前年度と比較し、2256万1000円、率にして33.1%の増となりました。

これに、長期前受金戻入9523万5000円、その他営業外収益2万8000円を加えた営業外収益の計は2億8361万7000円となりました。

この結果、緑色の収益的収入の合計は、3億5959万4000円で、前年度と比較し594万6000円、率にして1.6%の減となりました。

次に、表右側上段の営業費用等について主なものを御説明いたします。

職員給与費は2134万8000円、動力費は2147万3000円、委託料は施設清掃業務や設備の保守点検業務委託などあります。維持管理適正化計画策定に係る委託が前年度で完了したことなどにより前年度と比較し1897万2000円の減となりました。

減価償却費につきましては、1億7398万3000円となり、この結果、営業費用の

計は2億7223万5000円となりました。

次に、営業外費用につきましては、支払い利息が2242万3000円、その他営業外費用が654万7000円、合計で2897万円となりました。

この結果、緑色の収益的支出の合計は3億120万5000円で、前年度と比較し1788万2000円、率にして5.6%の減となりました。

これにより、左側中段にありますオレンジ色の収支差引きは5838万9000円となり、その結果、ピンク色の当年度純利益は、収支差引きで同額の5838万9000円を計上することとなりました。

この当年度純利益は、資本的支出の財源とするため、青森市公営企業の設置に関する条例第11条の規定に基づき、減債積立金へ積み立てる予定であります。

次に、表下段の資本的収支について御説明いたします。

まず、右側の資本的支出であります。内訳は企業債償還金のみであり、2億5852万6000円となりました。

次に、左側の資本的収入についてであります。内訳は企業債のみであり、準建設改良債が7730万円、借換債が4190万円で、合計は1億1920万円となりました。

この結果、すぐ下にありますオレンジ色の資本的収支の収支差引きは1億3932万6000円の不足額が生じたので、その下に記載してあります当年度損益勘定留保資金5459万2000円、減債積立金4645万3000円により補填いたしております。

なお、一番下にありますピンク色の部分であります。補填後の収支差引きで3828万1000円の不足となっているものの、健全化法によるところの資金不足額は生じておりません。

令和5年度農業集落排水事業会計決算の概要につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 決算の総括表じゃないんですけれども、先日、野沢沢部のところで陥没した道路があるんですが、原因は何ですか。

○花田明仁委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 すみません。報告を受けていませんので、後ほど大矢委員に御報告に行くということでよろしいでしょうか。

〔大矢保委員「はい」と呼ぶ〕

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 この農業集落排水というのは、今後の推移をどう見込んでいるの。

○花田明仁委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 収入ですか。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 いやいや、人口。

○花田明仁委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 青森市の人口減少と一緒に、どんどん使用する人口が減っていく見込みであります。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 それは分かるんだけど、例えばこれから集落とか、そういうので農業集落排水事業に組み込まれるような集落ってあるんですか。

○花田明仁委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 今、県のほうから、こういう施設の広域化とか統合というお話がありまして、実際に平成15年と平成19年に八幡林と桑原の農業集落排水を下水道につないだことがあります。

今後、下水道と近い位置の部分については、今後そういう形で農業集落排水から下水道のほうに切り替えていくというところを計画はしておりますが、何せ今のところ、経費的にちょっと厳しいものがありますので、今すぐにいつということはまだ言えませんが、そういう計画があります。

〔大矢保委員「はい、了解しました」と呼ぶ〕

○花田明仁委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和5年度青森市自動車運送事業会計決算の認定について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 第3回定例会に提出を予定しております、令和5年度青森市自動車運送事業会計決算の概要について、御説明申し上げます。

お手元に配付いたしました資料「令和5年度青森市自動車運送事業会計決算（見込）総括表（税抜）【前年度比較】」を御覧いただきたいと思っております。

決算状況の説明に入る前に、資料の左側上段に記載しております事業概況について御説明いたします。

令和5年度におきましては、令和元年度から実施しております2シーズン制ダイヤを継続して実施したところでありまして、利用者ニーズに沿った効率的なダイヤ編成に努め運行を行った結果、ダイヤ数につきましては、夏ダイヤ、冬ダイヤとも前年度より1ダイヤ減の、夏ダイヤ136ダイヤ、冬ダイヤ145ダイヤとなりました。

路線数につきましては、昨年度と同数の17路線、運行便数についても前年度と同数の夏ダイヤ871便、冬ダイヤ882便の運行を行っております。

輸送人員につきましては、前年度比42万3030人、7.2%増の633万1114人となりました。

それでは、決算の概要について、御説明申し上げます。

初めに、資料の中段に記載しております収益的収支について御説明いたします。左側の収益の欄を御覧ください。

まず、「(ア) 営業収益」に記載されておりますけれども、その太宗を占める運送

収益につきましては、前年度比 3440 万 8000 円増の 16 億 1796 万 4000 円となりました。

収益増の主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準にはまだ達しておりませんが、輸送人員の増に伴い乗車料収入が増加したことによるものであります。

次に運送雑収益につきましては、広告料収入が前年度比 603 万 7000 円、17.3%増の 4096 万円、雑収益、こちらは定期券販売手数料・払戻手数料などになりますが、前年度比 1 万 2000 円減の 90 万 7000 円となり、運送収益と運送雑収益を合わせた営業収益計①としておりますけれども、前年度比 4043 万 3000 円増の 16 億 5983 万 1000 円となりました。

次に、「(イ) 営業外収益」については、一般会計からの補助金や長期前受金戻入などになりますが、他会計補助金が、令和 5 年度より開始となりました定年延長によりまして、退職者が大きく減少したことなどに伴い 1 億 8131 万 1000 円の減、長期前受金戻入につきましては、令和 3 年度に補助金等により取得した地域連携 I C カードシステムの減価償却見合いを収益化したものですが、年々、償却額が減少していくことに伴いまして、8336 万 7000 円の減となったことなどにより、営業外収益計につきましては、前年度比 2 億 6807 万 4000 円減の 2 億 9704 万 6000 円となりました。

その結果、経常収益計③としておりますけれども、前年度比 2 億 2764 万 1000 円、10.4%減の 19 億 5687 万 7000 円となりました。

「(ウ) 特別利益」のうち過年度損益修正益につきましては、バスカード販売終了による委託販売先からのバスカード返却に伴う委託販売手数料の返還分ですけれども、こちらは令和 5 年度はゼロ円となっております、その他に記載の過年度分に係る長期前受金戻入額は、前年度比 1316 万 4000 円減の 1 億 82 万 7000 円となっております、特別利益計④としては 1415 万 8000 円減の 1 億 82 万 7000 円、経常収益に特別利益を加えた事業収益計⑤は、前年度比 2 億 4179 万 9000 円、10.5%減の 20 億 5770 万 4000 円となりました。

続きまして、右側の費用の欄を御覧いただきたいと思います。

(エ) としております営業費用のうち職員給与費につきましては、退職者不補充による正職員の減などにより、小計⑥にありますとおり、前年度比 2615 万 4000 円減の 11 億 9923 万 2000 円となりました。

経費のうち動力・燃料・油脂費については、軽油等の燃料単価の上昇に伴い増加、部品費・材料費・外注修繕費につきましては、原材料の高騰により部品費が増となったことなどによりまして増加、その他につきましては、光熱水費や施設損害保険料の減などに伴い減少となっております、経費につきましては、小計⑦のとおり、前年度比 839 万 7000 円増の 7 億 989 万 7000 円となっております。

減価償却費⑧につきましては、先ほど営業外収益の長期前受金戻入でも御説明し

たとおり、地域連携 I C カードシステムの減価償却が年々、減少していくことから、前年度比 9430 万 4000 円減の 3 億 2939 万 3000 円となり、これらを合わせた営業費用計⑨としておりますけれども、こちらは前年度比 1 億 1206 万 1000 円減の 22 億 3852 万 2000 円となりました。

次に、(オ)としております営業外費用につきましては、企業債に係る利息が増加となったものの、雑支出となる特定収入に係る消費税額が減となったことなどによりまして、営業外費用計⑩としておりますが、こちらは前年度比 39 万 2000 円減の 2064 万 6000 円となっております。

その結果、経常費用計⑪としておりますけれども、こちらは前年度比 1 億 1245 万 3000 円、4.7%減の 22 億 5916 万 8000 円となりました。

(カ)としております特別損失は、バスカード返却に伴う払戻金などになりますけれども、特別損失計⑫といたしまして、2375 万円の減となり、経常費用に特別損失を加えた事業費用計⑬は、前年度比 1 億 3620 万 3000 円、5.7%減の 22 億 5987 万 6000 円となっております。

その結果、表の左側に戻っていただきますが、事業収益計⑤と記載しておりますけれども、事業収益計⑤から事業費用計⑬を差し引いた(キ)の純損益につきましては、2 億 217 万 2000 円の純損失を計上することとなり、その下の(ク)としております累積欠損金は、30 億 436 万 4000 円となっております。

なお、その下のところにありますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による減収に伴う資金不足に対応するため、資料左側の「(ク) 累積欠損金」の下に記載しております企業債、3 条なお書きと記載しておりますけれども、こちらは特別減収対策企業債を 1 億 8400 万円借り入れたところであります。

次に、資本的収支について御説明いたします。

まず、右側の資本的支出を御覧いただきたいと思えます。

建設改良費は、令和 5 年度において、大型ノンステップバスの導入及び新紙幣に対応するための運賃箱の改修を行ったことにより、前年度比 4271 万 6000 円増の 2 億 633 万 4000 円となりました。

企業債償還金は、前年度比 2659 万 5000 円減の 1 億 9863 万円、投資につきましては、大型ノンステップバス導入に伴う車両リサイクル券の購入分となりますけれども、こちらは前年度比 1 万 1000 円増の 47 万 1000 円となりました。

他会計長期借入金返還金につきましては、平成 18 年度と平成 20 年度に一般会計から借入した運転資金の返還分となりまして、令和 4 年度から令和 23 年度まで、毎年度 4625 万円を返還することとしているものであります。

この結果、(B)としておりますけれども、資本的支出合計は、前年度比 1613 万 2000 円増の 4 億 5168 万 5000 円となりました。

これに対しまして、左側の資本的収入につきましては、ただいま御説明申し上げました支出の財源となる企業債が 2 億 1890 万円、国庫補助金、県補助金が 770 万

円、他会計補助金が1億9862万9000円となっております、これらと投資を合わせた一番下の(A)の資本的収入合計は、前年度比2010万円増の4億2569万4000円となっております。

これらの結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における令和5年度の資金不足額は1億1535万5000円となり、資金不足比率は6.9%となったものであります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 令和4年度も令和5年度も路線数と運行便数はだいたい同じなんですけれども、例えばね、中身だ、中身。停留所ごとに停まっていくのか、それとも急行、特急とか、そのようなアイデアを出せる仕組みがあるんですか。

○花田明仁委員長 交通部長。

○佐々木淳交通部長 運行便数については変わらないんですけれども、運行内容につきましては、毎年度検討させていただいておりますが、いわゆる急行便というか、バス停を飛ばしていくものについては、変更がない状況が続いております。

ただ、毎年運行便数というか、それぞれの中身については、毎年度ダイヤ編成の中で検討することとしております。今年度も検討しております。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 検討中ですか。

○花田明仁委員長 交通部長。

○佐々木淳交通部長 毎年ダイヤを組む際に、様々な便数もそうですし、運行の状況とかニーズを踏まえたものも含めて検討させていただいておりますので、大矢委員からは、これまでも予算特別委員会等で様々な御意見を頂いておりますけれども、そちらについても併せて、その検討の際に参考にさせていただいております。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 反映されてないよね。検討はしているんでしょ。反映はされていないだけで。はい、分かりました。

○花田明仁委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

以上で、令和6年第3回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

最初に、「新車バスの購入について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 新車バスの購入について御報告いたします。

お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

交通部では、今年度購入予定の大型ノンステップバス2両に係る物品供給契約を

締結いたしましたので、その概要について御報告いたします。

去る7月29日にバスの販売事業者3者による指名競争入札を行った結果、いすゞ自動車東北株式会社青森支社が、税込み6776万円で落札し、8月1日に契約を締結したところであります。

車両の主な仕様につきましては、定員78人の大型ノンステップバスで、車椅子やベビーカーなどでの乗車に対応した広い通路幅を有するほか、「アイドリングストップアンドスタートシステム」及び「ドライバー異常時対応システム」を装備しております。また、人にも環境にも優しいバスとなっております。

また、今年度購入予定のバスの新たな装備といたしまして、乗務中のドライバーをモニタリングし、あつてはならないことなので、ないとは思いますが、例えば居眠りとか、眠気、脇見、姿勢崩れを検知しまして、乗務員に警告やドライバー異常時対応システムを作動させるドライバーステータスマニターというものを搭載しております。また、後退時の安全確認のためのバックカメラを装備しました。

これまで青森市自動車運送事業経営戦略に基づきまして、バスのバリアフリー化に努めてきた結果、青森市交通部のノンステップバスとワンステップバスを合算した低床バスの導入割合は、令和6年度中に100%となる見込みとなっております。

今後も、計画的な車両の更新により、安全で信頼のあるサービスの提供に努めてまいります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。中田委員。

○中田靖人委員 今の仕様の中で、ドライブレコーダーに相当する機能はなかったと思うんですけども、その点はどうですか。

○花田明仁委員長 交通部長。

○佐々木淳交通部長 ドライブレコーダーについては、これまでも全車に標準装備しております。新車についても、当然、装備することとしております。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 後づけですか。これに入ってますか。

○花田明仁委員長 交通部長。

○佐々木淳交通部長 こちらで用意してるものをつけるという、後づけです。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 後づけ。それは廃車にしたやつからってこと。

○花田明仁委員長 交通部長。

○佐々木淳交通部長 中田委員がおっしゃるとおり、現在廃車になっていて稼働可能なものをまた移設するという対応であります。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 2台購入して、廃車になるのは何台ですか。

- 花田明仁委員長 交通部長。
- 佐々木淳交通部長 今年度は新車2台、中古車5台を予定しておりますので、そちらを順次、整備でき次第、廃車という対応になっております。
- 花田明仁委員長 中田委員。
- 中田靖人委員 新車2台に中古車5台。それで、廃車は……
- 花田明仁委員長 交通部長。
- 佐々木淳交通部長 中古車については、本年度購入したものを来年度整備するものも、改修が必要になりますので、今年度買ったものはそのまま廃車に対応するわけじゃないんですけれども、昨年度購入したものを今年改修したものもありまして、今年度に関しては結局7台が廃車になっているということであります。
- 花田明仁委員長 中田委員。
- 中田靖人委員 その7台の廃車の行く先はどうなるんですか。売却するんですか。
- 花田明仁委員長 交通部長。
- 佐々木淳交通部長 廃車ですので、バスとしては機能いたしませんけれども、入札した上で買取りという対応にしております。
- 花田明仁委員長 中田委員。
- 中田靖人委員 入札——オークションとか、どういう方法なんですか。ちょっと教えてください。
- 花田明仁委員長 交通部長。
- 佐々木淳交通部長 担当から説明させます。
- 花田明仁委員長 交通部管理課主幹。
- 川村拓交通部管理課主幹 市内の車両をスクラップできる業者、昨年度であれば2者ありましたので、そちらの業者に入札して、結果として1者と契約して、車両本体自体をクレーンでつって、トレーラーに持って行って……
- 花田明仁委員長 中田委員。
- 中田靖人委員 スクラップなんですか。本当の廃車なんだ。例えば、市営バスとしては古いけど、オークションかけて売るとかというのは、今までなかったんですか。
- 花田明仁委員長 交通部長。
- 佐々木淳交通部長 担当から説明させます。
- 花田明仁委員長 交通部管理課主幹。
- 川村拓交通部管理課主幹 市営バスにつきましては、かなりぎりぎりまで、車検が取れなくなるような状態まで乗ってから廃車にしておりますので、他の会社とかで再利用というのは基本的には難しいです。部品とか取るというような形でスクラップの段階で部品になったりとかということはあると聞いていますけれども、そういうような状況であります。
- 花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ごめんなさい。最後にします。

スクラップ代とか、その経費はどれくらいなんですか。

○花田明仁委員長 交通部長。

○佐々木淳交通部長 担当から説明させます。

○花田明仁委員長 交通部管理課主幹。

○川村拓交通部管理課主幹 スクラップにつきましては、正確な金額は分からないんですけれども、お支払いするのではなく、むしろ買い取っていただきますので、収入として、売り上げ計上になっております。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 プラスになっているの。この収支の決算の中に載っていますか。その他の部分かな。まあいいです。分かりました。流れが見えたので。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「バス停留所の名称変更について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 バス停留所の名称変更につきまして、御報告いたします。

お手元に配付しております資料を御覧いただきたいと思います。

去る7月28日に、イトーヨーカドー青森店が閉店したこと、そして、同店を事業承継する株式会社O I Cグループが新たに8月に商業施設を開業することに伴いまして、現在の「イトーヨーカドー青森店前」バス停留所の名称を「シーナシーナ青森前」に変更いたします。

変更時期につきましては、新施設のオープンに合わせて令和6年8月29日木曜日としております。

御利用の皆様への周知につきましては、「広報あおもり」9月号及び市営バスホームページを通じて行いますほか、バスロケーションシステムのバナー画面やデジタルサイネージや車内運賃表示機等を活用いたしまして、様々な媒体を活用して実施してまいります。

報告は以上になります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 そのほか、委員の皆さんから、御意見等はございませんか。大矢委員。

○大矢保委員 一番最初に青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、「2 改正の内容」で、指定検査機関というのはどうい

ころを指すんですか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 大矢委員からのお尋ねにお答えいたします。

民間確認検査機関、指定確認検査機関につきましては、民間企業が特定行政庁の代わりに建築審査、現地確認を行う機関でありまして、県内にもあります。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 青森市内は。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 青森市内にもあります。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 何件ですか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 件数につきましては、細かい数字までは持っていないんですけれども、例えばで申し上げますと、株式会社建築住宅センターというところがありまして、そちらが青森県内の建築確認審査を行う機関としてあります。他にもいくつかあるところは承知しているんですけども、すみません、細かい数字までは現在把握しておりません。

〔大矢保委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)